

サービスのご案内

家電 5年 延長保証

修理回数無制限 **さほ+** 全期間修理上限金額100%

保証期間中、延長保証申込商品の自然故障に伴う修理代金を
最長5年間「何度でも」保証いたします。
安心してお使いいただくために延長保証にご加入ください。

充実のサポート体制! **お手続きは簡単!**



【延長保証サービス規程】

株式会社Warranty technology (以下「当社」という)は、当社が延長保証サービスの対象とする新品の製品であり、かつ延長保証加入者証(以下「加入者証」という)の情報に記録されている製品(以下「本製品」という)につき、延長保証サービス期間(第2条に定める期間をいう)中に故障が発生した場合、メーカー保証書に記載されている内容および以下の条項に基づいて、無料修理サービス(以下「延長保証サービス」という)を提供する。また、本製品がメーカーの出張修理対象製品である場合に限り、出張修理を行う。なお、修理の際に発生する片道の送料は当社の負担とするが、修理依頼にかかる梱包費用、出張修理対象外製品の出張料(出張修理対象内製品の場合でも、メーカーが遠隔地としている離島および遠隔地の出張料を含む)および脱着費(工事費、材料費および諸経費等を含む。以下同じ)は、延長保証サービス加入者(以下「加入者」という)が負担するものとする。

第1条(延長保証サービスの開始)
当社は、保証料金の受領後、遅滞なく、加入者証を書面もしくは電磁的方法により発行する。

第2条(延長保証サービスの期間)
延長保証サービスが効力を有する期間は、メーカー保証期間終了日の翌日に始まり、加入者証に記載された保証期限に終了する。延長保証サービス期間内において修理回数に制限はないものとする。また、メーカー保証期間中に初期不良等でもメーカーまたは販売店より代替品が提供された場合でも、延長保証サービス期間に変更されないものとする。なお、延長保証サービス期間中であっても本製品のメーカー保証期間中はメーカー保証対応とする。

第3条(修理の依頼)
延長保証サービス期間中に、本製品の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本製品に故障が生じた場合、加入者はコールセンター(加入者証発行時に案内)に修理を依頼することとする。

第4条(報告義務)
1. 加入者は次の場合は、速やかにコールセンターに連絡しなければならない。
(1) 延長保証サービス期間終了前に、氏名または連絡先(電話番号・住所・メールアドレス)に変更があった場合。
(2) 本製品に対する代替品がメーカーまたは販売店より提供された場合。
2. 前項に関して連絡が為されない場合、延長保証サービス期間内であっても、延長保証サービスの対象とならない場合があるものとする。

第5条(代替品の提供)
1. 延長保証サービスによる1回の修理の費用見積額が本製品の購入金額(税込)を超過する場合や、修理が不可能な場合(メーカーによる部品の供給を受けられない場合等)は、当社が指定する同機種または同等品を代替品として提供することをもって修理に代えるものとし、これにより延長保証サービスは終了するものとする。なお、この場合、延長保証サービスの保証料金の返金は行わない。
2. 代替品の提供にあたって、加入者は当社に対して機種又は品名その他の指定を行うことはできないものとする。
3. 第1項の場合、代替品の提供の際にかかる脱着費、送料および法令に基づき要求される廃棄物処理のために必要な費用等は、加入者の負担とする。

第6条(延長保証サービスの対象外となる事由)
次の場合は延長保証サービス期間中であっても延長保証サービスの対象とならないものとする。
(1) 購入店舗ないし当社以外で本製品の修理を依頼された場合。
(2) 延長保証加入者証の情報と連絡先および修理依頼製品に相違がある場合。
(3) 本製品を譲渡または販売し、所有者および使用者が変更(同居の家族への変更を除く)になった場合。
(4) 本製品の部品交換を伴わない調整および手直し修理(清掃、リカバリ、設定等)の範囲に該当する場合。
(5) 故障の原因が、本製品本体以外の工事箇所(電線・電源、配管等)にある場合。
(6) 取付工事に起因して本製品に不具合が生じた場合。
(7) 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合。
(8) 本製品のメーカーの責に起因した故障または損傷の場合。
(9) お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた、本製品の故障または損傷である場合。
(10) 一般家庭用以外(例えば、業務用、車両や船舶への搭載)での使用によって本製品に故障、傷、錆、カビ等が生じた場合。
(11) 直接的、間接的に問わず、次に掲げる事由によって生じた本製品の故障または損傷。
① 増設の不備、増設または改造行為等によって生じた本製品の故障、傷、錆、カビ等。
② 増設機器、周辺機器、ソフトウェアとの相性による動作の不具合。
③ 使用上の誤り(取扱説明書記載以外の使用)、維持・管理(メーカーが定める定期的清掃等含む)の不備または改造。
④ 虫食い、ねずみ食い、変質・変色・その他類似の事由。
⑤ 落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩による場合。
⑥ 火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
⑦ 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧。
⑧ 盗難、置き忘れまたは紛失による場合。
⑨ 核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
⑩ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態)。
⑪ 故意・過失による場合。
(12) 本製品のメーカーがリコール宣言を行った後、リコールの原因となった部位に故障または損傷が生じた場合。

- (13) 修理の依頼が、延長保証サービス期間の終了後になされた場合。
- (14) 本製品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼の場合。
- (15) 本製品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または延長保証サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用および諸経費。
- (16) ハードディスク等の記憶媒体の不良に起因して本製品に記録されたデータが破壊された場合。
- (17) インクカートリッジ、バッテリー等メーカーの定める消耗品の交換である場合。
- (18) 本製品の機能および使用の際に影響の無い損傷(外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含む)である場合。
- (19) 本製品の付属部品(ケース、レンズキャップ、ストラップ等を含む)、周辺機器、アクセサリ、ソフトウェア等、本製品以外の製品の故障や相性に起因した故障または損傷である場合。
- (20) 修理の際に脱着等の作業が生じる場合の脱着費等。

第7条(間接損害等)
1. 次の損害等については、延長保証サービスの対象とならないものとする。
(1) 本製品の故障または損傷に起因して他財物(ソフトウェアを含む)に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
(2) 本製品の故障または損傷に起因して、本製品、その他の財物が使用出来なかったことよって生じた損害。
(3) 本製品の故障または損傷に起因して身体生じた傷害(傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含む)。
2. 延長保証サービスに関連して当社が負担する損害賠償額の限度額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、製品購入金額を上限とするものとする。

第8条(出張費用)
延長保証サービス期間内であっても、メーカーが遠隔地と定めた離島および遠隔地への出張修理については、出張に要する費用を加入者が負担するものとする。

第9条(遵守義務)
加入者が本規程の定めと違反し、当社が延長保証サービスを提供することに對し著しい損害を与えたと当社が判断した場合、当該加入者は延長保証サービス期間内であっても延長保証サービスの提供を受けられない場合があるものとする。

第10条(個人情報の使用)
当社は、加入者より提供いただいた保証項目、個人情報等を保管、使用、処理の上、延長保証サービスを提供します。また、延長保証サービスを提供する為、以下の場合に限り、当社の責任において、事業協力会社(メーカー・修理会社・販売店・金融機関等)、保険会社等へ加入者の個人情報を提供いたします。
(1) 保証修理(代替品の提供を含む)に際し当社と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。
(2) 延長保証サービスの履行に伴うリスクを対象とする保険会社との間の保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。

第11条(解約)
1. 加入者は、延長保証サービスを解約することができる。解約の申出は、コールセンターに連絡のうえ当社所定の手続きによるものとし、当社は、当該加入者に対し、当社が別途定める返金率または返金額に基づき、解約の時期に応じた保証料金の一部返金を行うものとする*。
2. 本製品の売買契約の解除に伴い延長保証サービスも解約する場合、前項の規定は適用されないものとする。この場合においては、加入者は、本製品の購入店に連絡することにより、購入店または当社のいずれかが保証料金全額の返金を行うものとする。なお、解約の申出の際すでに修理が行われているもの(修理依頼中のものを含む)については、当該返金は行わない。

* 返金に伴う振込手数料は加入者負担とする。当社は、返金すべき金額から振込手数料を差し引いた金額を、加入者指定の銀行口座に振込むことにより返金を行うものとする。

第12条(製造物責任)
当社は本製品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、販売者の委託を受け加入者に対して延長保証サービス業務を請け負う企業であり、製造物責任法第3条の責を負うものではない。

第13条(見解相違の場合)
故障および損害の認定などについて、当社と加入者等の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができる。

第14条(その他留意点)
1. 記憶装置を持つ製品(パソコン、HDD・DVDレコーダー等)のデータに関しては、加入者自身の責任において管理を行うものとし、当社は、当該データの消滅等に関して一切責任を負わないものとする。
2. 当社は本規程について予告なしに変更する権利を有しているものとし、加入者はそれを予め承諾したものとす。

延長保証サービス代行会社：株式会社Warranty technology
2016年6月15日改定



保証運営会社 株式会社 Warranty technology
〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目14番37TGMビル3F
TEL: 03-5791-7878 (平日 10:00 ~ 19:00)
E-mail: info@wrt.co.jp http://wrt.co.jp

わずかな保証料で **最長5年間** 万が一の故障の際、**修理代が無料**になります。

延長保証 6つのポイント



5年間の安心延長保証

メーカー保証開始日より5年間
(メーカー保証含む)保証致します。

延長保証とは

延長保証
未加入



延長保証
加入



延長保証とは、メーカー保証が終了した後の一定期間、メーカー保証とほぼ同等の内容を継続するサービスです。

ご加入いただくことで対象商品の保証期間中、何度でも無料で修理を承ります。詳しくは家電延長保証サービス規程をご確認ください。

※ メーカー保証とは、商品の取扱説明書及び本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に生じた故障を無償で修理するものです。



わずかな金額で安心!

商品代金(税込)の5%にて加入する事ができます。
※ 21,600円(税込)未満の商品に限り、保証料は一律1,080円となります。



手続き簡単!

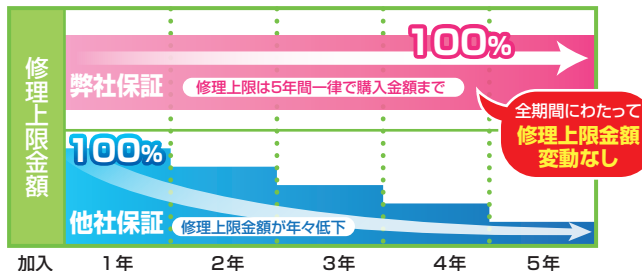
保証の申込・修理受付に関して
簡単な手続きでご利用いただけます。

100%

修理上限金額 100%

修理上限金額は商品金額を上限として保証期間中100%のまま。※ 修理代は累積しません。

保証限度額



- 保証期間中に修理上限金額は変動しません。
- 1回の修理金額が修理上限金額ないであれば、保証期間中何度でも修理が可能です。
- 修理上限金額は対象商品の購入金額となります。



修理回数無制限

保証期間中は何度でも修理が可能です。

0円

修理代金 0円

商品故障の際、修理代金の自己負担がありません。

※ 修理拠点までの片道送料、加入商品の脱着費(梱包材および諸経費等を含む)はお客様負担とさせていただきます。

保証対象商品

- テレビ
- DVDレコーダー
- 液晶ディスプレイ
- ホームオーディオ
- ビデオ機器
- 空気清浄機
- デジタルカメラ
- カーオーディオ
- パソコン
- プリンター
- 電子レンジ・電子オーブン
- 冷蔵庫
- 洗濯機
- カーナビ

その他家電製品

- メーカー保証期間が1年以上ある家電製品
- シリアルナンバー(製造番号)がある商品
- 保証運営会社 Warranty technology が指定する「対象製品」かつ「対象メーカー」の製品

※ 詳しくは販売店へお問い合わせください。

※ 以下は延長保証の対象外となります。ご注意ください。

- 中古品および転売を目的として購入された商品
- 業務用での使用や法人名義のもの
- ソフトウェア類・アクセサリ類・バッテリー・消耗品類

よくある質問

Q: 2年目以降の故障の場合、修理費用の内、何が無料になるのですか?

A: 修理費用の内、技術料と部品代、及びメーカーが出張対応商品と指定している商品に限り出張費が無料になります。修理拠点までの片道送料、取付工事費、同等品交換時のリサイクル費用等はお客様負担となります。また出張対応商品であっても、各メーカーが指定する遠隔地及び離島においては別途料金が発生する場合があります。

Q: 購入後、友達に安く売りました。延長保証は引き続き加入可能ですか?

A: 転売や譲渡等での引き続きの加入及び名義変更はお受けすることはできません。予めご了承ください。ただし婚姻やご家族への譲渡による名義変更がある場合は、引き続き加入可能となっております。その際は、延長保証加入者証に記載のコールセンターまでご連絡ください。

Q: 保証IDを忘れた場合でも、修理は受けられますか?

A: はい、受けることができます。故障した際に、保証IDが分からなくても情報システムにはお客様の情報が管理されています。オペレーターがお客様のフルネームと登録の電話番号や住所等をお尋ねいたしますので、お答えいただければ保証状況を確認させていただきます。

保証対象外の事例



弊社の延長保証サービスの保証対象は、自然故障になります。そのため天災(火災・落雷・水没)や人災(盗難・落下・ウイルス)での故障は保証対象外となります。基本的には、製品のメーカー保証基準に準じます。また消耗品の交換での修理等も保証対象外となります。

延長保証加入に関するお問合せは下記店舗までお願い致します。